

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	連絡先	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	管理コード
20800009	文部科学省	私的録音録画補償金の分配について		私的録音補償金の著作権者に対する分配については、(社)私的録音補償金管理協会(SARAH)の規則に基づき、(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)を通じて分配されている。	e		ご提案のあった私的録音補償金の著作権者に対する分配については、(社)私的録音補償金管理協会(SARAH)の規則に基づき、(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)を通じて分配されているものであり、国が規制を設けているものではありませんので、貴社とSARAHで、よく相談していただきたいと思います。 なお、SARAHからの話によれば、JASRACへの非委託者であっても、JASRACへ補償金の分配請求を行うことにより、JASRACへの委託者と同様に分配金額が算定されることとされていますので、権利者であれば平等に分配を受けることができる制度になっています。			以下の点を踏まえ、再度検討の上、見解を示されたい。 ①(社)私的録音補償金管理協会(SARAH)は、著作権法に基づき文化庁長官が指定した指定管理団体であり、また、同法によれば、「文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる」とされていること ②著作権等管理事業法が施行され、それまで唯一の管理事業者であった(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)に加え、複数の管理事業者が存在することとなったこと ③それにも拘らず、依然として、私的録音補償金の分配がSARAHより、管理事業者のひとつに過ぎないJASRACのみを通じて行われていること	e	私的録音補償金管理協会(SARAH)からの各著作権者へ補償金を分配については、著作物、著作権者に関するデータ処理等の膨大な事務作業が必要となるため、事務作業の効率性や経費負担の観点から、既に音楽著作権者の使用料の分配システムを構築している(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)を通じて、各著作権者に分配を行っているものであると承知しており、文化庁としては補償金関係業務が適正に運営されているものと考えています。なお、貴社が権利の委任を受けている著作権者への補償金については、貴社が一括してJASRACへ分配請求を行うことにより、貴社より各権利者へ分配することも可能だと思われまので、JASRACとも御相談ください。	20800009	

制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
文部科学省	私的録音録画補償金の分配について	5046	50460001	11	(株)イーライセンス		私的録音録画補償金の分配について	<p>複数の民間事業者が著作権管理を実施している現状、著作権等管理事業者のうち1者であるJASRACのみが私的録音補償金の分配を受けようという現行の制度(著作権等管理事業法制定以前に設けられたものである)では、JASRAC以外の他の著作権等管理事業者に権利管理を委託する権利者に対する差別的取扱ゆえに、JASRAC以外の著作権等管理事業者に管理を委託する著作権者等との関係において公平公正な分配が行われているとはいえない。現行制度のように、私的録音補償金がすべてJASRACにのみ分配される制度を維持するとしても、JASRACから、JASRAC以外の著作権等管理事業者に管理を委託している著作権者にも公平に分配されるようにすべく、他の著作権等管理業者等への公正な再分配ルールの整備等が必要である。</p>	<p>弊社著作権委託契約者宛、私的録音保証金の分配。 (別紙参照)</p>	<p>私的録音補償金は、私的録音に係る著作物に関し、著作権法第21条に規定する権利を有する権利者に分配されるべきである。</p> <p>他の著作権等管理事業者への直接分配が実現するまでの間、JASRACを通じた私的録音補償金の分配を継続するとしても、現行のJASRACを通じた分配では、分配対象となる私的録音補償金のうち、JASRACへの委託者等に99%が分配され、非委託者に対しては1%しか分配されないこととなり(JASRAC私的録音補償金分配規程第8条)、他の著作権等管理事業者に権利管理を委託している者は、ここにいう「非委託者」と解釈されるため、私的録音補償金の分配につき、JASRACに権利の管理を委託している者よりも著しく不利益を被るおそれがある。 (別紙参照)</p> <p>上記主旨申入に対する回答があまりにも、著作権者への公正さを欠いている。 (別紙回答書参照)</p>	<p>(参考資料) SARAH申入書及び回答書 JASRAC申入書及び回答書</p>